

令和5年度第4回岐阜市環境審議会 会議録

日時：令和6年2月20日（火）午前10時00分～11時15分

場所：岐阜市役所12階 第1研修室

次第：1 議題

報告事項(1) 地下水汚染地区（切通地区）の見直しについて

(2) 岐阜市の地球温暖化対策の進捗状況について

(3) 事業系のごみ処理のあり方に関する事業者意見交換会の結果報告について

2 その他 (1) 令和5年度版岐阜市環境白書について

(2) 自動運行バスの乗車会について

資料：・岐阜市の地下水汚染地区の見直しについて（切通地区）

資料 1-1

・汚染範囲地図

資料 1-2

・岐阜市地球温暖化対策実行計画の進捗状況について

資料 2-1

・令和5年度実施事業報告について

資料 2-2

・事業系のごみ処理のあり方に関する事業者意見交換会等の結果について

資料 3-1

・事業者意見交換会等で寄せられた質問・意見

資料 3-2

・意見事業系のごみ処理のあり方に関する事業者アンケート（結果）

資料 3-3

・令和5年度版岐阜市環境白書（本編・資料編）

※当日配布

出席委員：吉村 知哲会長、内藤 哲男副会長、森部 絢嗣委員、大野 有紀委員、廣瀬 美紀委員、福井 義則委員、吉田 勲委員、石川 宗一郎委員、岸野 吉晃委員、坂本 仁委員、保坂 慎太郎委員（11名）

会議の公開の可否：公開

傍聴人：0名

【午前10時 開会】

○小椋環境政策課係長（事務局）

- ・只今から、令和5年度第4回岐阜市環境審議会を始めます。
- ・本日の審議会は、委員14名中11名が参加されており、岐阜市環境基本条例の規定により、本審議会は成立することを報告します。
- ・本日は、審議会後に自動運行バスの乗車会を予定しています。後ほど改めてご案内いたします。
- ・これより議事に移ります。環境基本条例第24条第6項の規定により、会長が議長となりますので、これより先の進行を吉村会長にお願いします。

○吉村会長

（挨拶）

- ・本日は、報告事項3件を予定しております。どうぞよろしくお願ひいたします。
- ・それでは、報告事項(1) 地下水汚染地区（切通地区）の見直しについてです。
- ・事務局からの説明を求めます。

○原環境保全課長（事務局）

それでは、報告事項(1) 地下水汚染地区（切通地区）の見直しについてご説明いたします。
（「資料 1-1、資料 1-2」に基づき説明）

○吉村会長

- ・只今の説明に関して、ご質問等ありましたら発言をお願いします。

○石川委員

- ・お尋ねします。平成 12 年から実施した調査ということで、観測された数値がどんどん落ちていっているということですが、最初に地下水汚染が判明してから上水道への切り替えをお願いしているということですが、それ以降、皆さんが井戸水を使わなくなるものなのか、上水道に切り替えてくれているのかどうかを把握されていますか。
- ・また、切通地区については、資料 1-2 の黒丸や赤丸の中の方で井戸水を使われている人がいるのかどうかを教えてください。

○杉原環境保全係長（事務局）

- ・まず、井戸水を使っている方がいるかということですが、話を聞くと、まだ使っている方もいないこともないです。資料 1-1 の左側中段に参考として載せていますが、基準値については、その濃度の水を 70 年間、1 日 2 リットル飲み続けた場合、発がん性が 10 万人に 1 人であり、かなり低い値となっているので、あまり気にしないで飲まれている人がゼロではないというのが現状です。
- ・二点目については、把握していないので分からないのですが、基本的には基準があるので、多くの方は、井戸水から水道水へ切り替えていたり、飲み水は水道水にしているという方が多いかと思えます。

○岸野委員

- ・平成 12 年から平成 15 年の間に調査をされたということですが、この調査に至ったきっかけというのは何かあるのでしょうか。

○杉原環境保全係長（事務局）

- ・全国的にこのテトラクロロエチレンという、一般的にクリーニング店で使われている物質があり、それを起因とした地下水汚染が全国的に発生しており、国から調査を行うように指示があったため、本市でも調査した結果、6 地区見つかったという経緯があります。

○吉田委員

- ・お答えできる範囲で結構ですのでお答えください。
- ・テトラクロロエチレンというのは自然物ではないので、クリーニング店や金属製品の脱脂等に使用されているということが資料に記載していますが、発生としては、土壌汚染が起り、地下水汚染が起こったということになるかと思いますが、岐阜市は土壌汚染について何か対策をされているのでしょうか。

○杉原環境保全係長（事務局）

- ・汚染源と推定される場所について、土壌の汚染対策は実際にはしていません。地下水汚染の対策としては、鉄剤を入れたり、空気を入れて揮発させたりするというをやっている場所はありません。

す。土壌汚染としては対策ができていないのですが、汚染源に対しては、出来る範囲で地下水の改善のための対策を実施してもらっています。

○吉村会長

- ・他によろしかったでしょうか。
- ・それでは、今後も審議会からの意見を踏まえて、地下水汚染地区の状況を審議会に報告いただきますようお願いいたします。
- ・続きまして、報告事項(2) 岐阜市における地球温暖化対策の進捗状況について、事務局に説明を求めます。

○梅村脱炭素社会推進課長（事務局）

- ・報告事項(2) 岐阜市の地球温暖化対策の進捗状況について、ご説明します。
（「資料 2-1、資料 2-2」に基づき説明）

○吉村会長

- ・只今の説明に関して、ご質問等ありましたら発言をお願いします。

○坂本委員

- ・2点お聞きしたいと思います。
- ・資料 2-1 の 24 ページ、こちらのレポリビューションⅡに森林の整備のことが載っています。評価の欄において、「樹木が十分に育成せず、予定していた間伐などが行えなかった」という部分の「樹木が十分に育成せず」というところにご質問したいと思いますが、樹木の育成状況を管理しているかということと、もし管理しているようであればどのような管理をされているのか。また、間伐などの森林整備の必要性と、予定する間伐の計画量があれば教えてください。
- ・続きまして、27 ページに地中熱のことが書いてありまして、本市の特性を生かした再生可能エネルギーの活用促進として、日照時間が長いことから、太陽光を活用した再生可能エネルギー、豊富な地下水を活用した地中熱利用が市の強みであることが書かれています。環境省の地中熱読本というのがありまして、みんなの森岐阜メディアコスモスが、自然エネルギーを最大限に活用した施設であることが紹介されています。そこで、地中熱の今後の利用についてのお考えをお聞かせください。

○横山脱炭素社会推進課主任（事務局）

- ・24 ページの森林施業整備面積のことでご質問頂きました。こちらについては、農林課が所管する事業となりますので、この場で詳細をお答えできませんが、施業を行った部分、植樹をしてそこから育てていくわけですが、伸び具合、育ち具合に合わせて手を入れていきます。計画当初は3年、5年たったならここまで手を入れるという予定はありますが、そこまでになかなか至らないということで次のステップに進めず、実績として面積が増えていないという状況であると聞いています。
- ・2点目、27 ページの地中熱利用でご質問頂きました。当初、こちらは地中熱ヒートポンプシステムを通して、地中熱利用を促進していきたいと考え、施策の方を推進していましたが、費用が高額ということで一般に浸透しなかった、という結果です。本市のポテンシャルとしては、この地下水は非常に特徴的で優位な部分だと考えていますので、今後こういった技術の進歩にも注目していきながら、実施可能な施策を検討したいと思っています。

○坂本委員

- ・24 ページの森林の整備の件に関してのお答えが、私には納得できなかったです。担当課が違うということでしたので、農林課の回答を次回頂けたらと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

○森部委員

- ・26 ページのエネルギーの地産地消のところですか。地産であれば発電量というので評価できると思いますが、地消の部分で言うと、どれくらいのが地産地消になっているのかというデータがあるのかということ、目標があるのかということをお聞きしたいです。

○横山脱炭素社会推進課主任（事務局）

- ・エネルギーの地産地消に関しましては、こちらのデータの把握としては、資源エネルギー庁の固定価格買取制度、通称 FIT 制度の利用実績をもって、市内の導入件数と導入容量を把握しています。しかし、各家庭で発電した電気が、売電されているか自家消費されているかということについては、今のところデータを把握する方法がありませんので、その部分の把握の仕方は、国の方でも検討課題となっています。

○森部委員

- ・その辺りの状況が、地産地消となかなか言いづらいのかなと思いました。
- ・先ほどの森林のところですが、単年度で左右される場合があるかもしれないですが、森林のポテンシャルがどれくらいあって、今後どのような可能性があるのかということをお算出しておく、もう少し的確な目標や面積とかが算出できるのではないかと思います。

○岸野委員

- ・資料 2-1 の 21 ページの交通行動の転換についてですが、自家用自動車の通勤比率がなかなか減らず、横ばいであるという説明がありました。対象事業所の中に、市民病院や市役所が入っています。かつては、市の職員の方を対象としてノーカーデーというルールがあったと思うのですが、現在どうなっているのでしょうか。もし取り組まれていないということであれば、もう一度申し入れて取り組まれたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○梅村脱炭素社会推進課長（事務局）

- ・現在も交通政策課が主導しておりますが、庁内でも定期的に公共交通機関の通勤を促す日を設けて、取り組みを進めております。

○岸野委員

- ・それは毎週何曜日にやっているとか、月に何日やるとか定めがあるのでしょうか。

○梅村脱炭素社会推進課長（事務局）

- ・毎月、第 2 と第 4 水曜日に実施しています。

○岸野委員

- ・せっかくルールがあるのでしたら、徹底するとよいと思います。

- ・また、市役所や市民病院も含めて、市の自家用車比率がどれくらいあるかをお示しいただいたらいいかなと思います。

○長屋環境部長（事務局）

- ・わかりました。

○石川委員

- ・省エネ家電の購入支援についてですが、予算上限の8,000万円のうち、申請額が6割だったということでした。同じような事業として、岐阜県が今年度に行っていましたが、あれは本当に一瞬で終わってしまったという感覚だったのですが、この岐阜市の事業が、エアコンが必要な夏の時期ではなく、冬に行われていたので、既にエアコンを替える人が替えていたのではないかと思いました。そのあたりの見込みや、申請額が6割に至ったことについて教えていただきたいです。
- ・また、夏はエアコン、冬は電気ストーブを使うと電気代がかなり高いので、冬の暖房には灯油を使うようなご家庭も多いと思います。様々なデータの中で、ガソリンは数値が出ていますが、灯油の増減についてのデータはありますか。

○長屋環境部長（事務局）

- ・省エネ家電の購入補助は、資料2-2の5ページの記載の内容で事業を行いました。夏の時期に行われた岐阜県の同様の補助が、非常に好評でしたので、私どもも、事業に係る費用全額を国の補助金を活用して事業を進めました。約1,400人の方から申し込みを頂きましたが、内訳として、7割が冷蔵庫で、残りの3割がエアコンでした。ご指摘の通り、時期の相違によるものもあるかと思いません。ただ、12月15日から申し込みを開始し、初日に約300人の申し込みがあったので、この補助金を活用して省エネ家電を購入しようとした方が、多かったのではないかと思います。また、6割という率はともかくとして、この2ヶ月間の申請の期間の中で、予算額の5,000万ほど執行できましたので、一定の効果が出たのではないかと考えています。
- ・また、市内の灯油の使用量は、把握していませんが、私の感想としてはオール電化の家が進んでいることなどから、やはり電気が主流なエネルギーではないかと考えています。しかし、地域によっては灯油を使う地域もたくさんありますので、それぞれのご家庭の判断であると考えています。

○石川委員

- ・省エネ家電の購入支援ですが、来年度もタイミングを見てどこかで国からの余った予算が使えるのでしょうか。

○長屋環境部長（事務局）

- ・国の補助金を活用して行った事業ですので、今後も補助金の活用があれば、市民の方々にも非常に有益な事業でありますので、展開したいと考えています。

○吉村会長

- ・資料2-1の6ページの温室効果ガス排出量の推移というところで、2030年の目標値が46%削減の必要ということで、正直なかなかこの目標値は、ハードルが高いと思っています。岐阜市では目標値を達成するのが難しいという感覚ですが、全国だと、順調に温室効果ガス排出量を減らしている自治体はあるのでしょうか。

○長屋環境部長（事務局）

- ・2030年度には、目標数値として、温室効果ガスの排出量を46%削減することを目標に掲げています。今の排出割合から見ると、2030年度には約40%の削減になると見込んでいます。また、近時は、特に国や自治体の取り組みが進んでいますので、更に高みを目指していければと考えています。
- ・本市の場合、温室効果ガスの排出量が中々減らない理由は、7ページに示していますように、本市は大きな産業が無く、民生家庭部門や運輸部門といった市民の方々の生活に伴った温室効果ガスの排出量が多いので、市民の方々一人ひとりが、日々の生活の中で、温室効果ガスを排出しないような取り組みをしていただくことが、一番大切ではないかと考えています。
- ・全国の状況としては、様々な都市の状況がありますので、他の自治体の排出量は仔細には把握していませんが、大規模な企業がある自治体は、その企業が温室効果ガスの排出量を大きく減らすような取り組みをすることによって、削減のペースは早まると考えています。本市では、やはり市民の方々一人ひとりが協力していただくことが必要ではないかと考えています。

○吉村会長

- ・他によろしかったでしょうか。
- ・それでは、今後も本審議会からの意見を踏まえて、地球温暖化対策を推進していただき、状況を本審議会に報告いただきますようお願いいたします。
- ・続きまして、報告事項(3) 事業系ごみ処理のあり方に関する事業者意見交換会の結果報告について、事務局に説明を求めます。

○春日井環境部次長（事務局）

- ・それでは、報告事項(3) 事業系ごみ処理のあり方に関する事業者意見交換会の結果報告について、ご説明します。

（「資料3-1、資料3-2、資料3-3」に基づき説明）

○吉村会長

- ・只今の説明に関して、ご質問等ありましたら発言をお願いします。

○内藤副会長

- ・アンケートの中で、「事業系ごみの処理が市民の負担となっているのであれば事業者が負担すべき」と出ていましたが、事業者が負担するのであれば、自治会に入っている人たちも同じように負担していただきたいと思います。特に、ごみ袋を有料化するときには、大いに必要かと思います。
- ・事業系ごみの中でも、大きなごみや特殊なごみは専門業者に出していますが、通常量の量のごみであれば、「50kgルール」に従って出しているのが現状です。

○保坂委員

- ・今回、事業者意見交換会を行ったということで、これを踏まえて今後、岐阜市では、具体的に事業系のごみ処理のあり方について、どのような検討を進めていくかというのを、現時点でスケジュール等が決まっていれば、教えてください。

○長屋環境部長（事務局）

- ・今回のアンケートを通じて、やはり、事業系ごみの対策を家庭系ごみの対策と共に行わなければならないことを強く痛感しています。しかしながら、有料化した場合には、市民の皆様にコスト負担を求めることとなりますので、慎重に行う必要があることも事実です。
- ・事業系ごみと家庭系ごみの有料化について、考慮する点が4つあります。
- ・一つ目は、ごみ量がどうなっているのかを把握しなければならないと考えています。本市では、令和7年度までに、ごみ焼却量を10万トン以下にするという目標を掲げています。令和4年度の容器包装の分別によって、ごみ焼却量は大きく減りましたが、今後そういった現状が続いていくのかどうかということです。
- ・二つ目は、ごみの収集運搬の委託料が、最近非常に高騰しているということです。皆さんの家庭に、週2回の普通ごみ、週1回のペットボトル等、同じく週1回のプラごみの収集を行っているのですが、人件費や燃料費、車両費の高騰によってコストが増大していますので、その負担を行政だけで担っていくのかということを検討しなければいけないと考えています。
- ・三つ目は、ごみ焼却施設や最終処分場も長寿命化を行っているのですが、どうしても経年劣化するため、将来、施設整備のコストをいかに負担していくのかというのを、考えなければならないと思っています。
- ・最後の四つ目は、現在、事業系ごみを地域のステーションに「50kgルール」に基づいて、排出していただいています。地域のステーションを自治会の皆さんが管理していますが、最近の自治会離れなどによって、ステーションの管理が非常に困難になっているという意見をたくさん頂いていますので、事業系ごみが地域のステーションに排出されることによる地域の方々の負担も考えなければならないと思っています。
- ・以上のことを踏まえて、令和4年度には市民意見交換会を行ったり、今年度は事業系の方々を対象に意見交換会やアンケートを行いましたので、様々な方途を考えて、行わなければならないことは、しっかり進めていかなければならない段階になっていると考えています。具体的に何をいつするのか、ということはまだ決まっていません。

○岸野委員

- ・「ごみ減量・資源化指針」ですが、これの目標年次が令和7年度となっています。もう令和6年に入りましたが、目標値まではまだまだ様々な課題が残っていると思います。長屋部長からは、4つの問題意識を伺いましたが、やはり、スピード感が必要ではないかと思います。事業者の方にも負担を強いることになるかもしれませんので、大変重い課題になるかもしれませんが、令和7年度に向けて、目標を達成していただきたいと思います。

○石川委員

- ・私の町内でもステーションを少し移動させるということだけでも、トラブルがあったり、検討しなければならないことがあり、自治会長が木田環境事務所に何度も足を運んでも、それでも決まらないという現状です。
- ・事業者と言っても、一人や二人の家族がやっている家内工業のように、事業と生活が一体になっている方がステーションにごみを出している認識です。我々の思っている事業者は、大きなビルを構えて、従業員が何十人というようなところであり、そういった事業者は、既に収集運搬料を払って処理をしていると思います。こういったアンケートを行うと、そういう事業者が、地域のステーションに勝手に出しているイメージがあり、市民からは、けしからんという意見がたくさん出るとは思いますが、実際は、事業系のごみは有料で適切に処理されていて、我々の思っている事業者のイ

メージではない事業者が、ごく自然に地域のステーションにごみを出しているだけであり、現状は何のトラブルも起きていないのに、あえてトラブルを起こすかのようなアンケートに思えてなりません。

- ・規模の大きい事業者は、既に有料で事業系ごみを処理されているわけですので、例えば、グループホームのような介護施設ができた場合は、自治会のステーションにごみを捨ててよいかと施設の方から質問があっても、自治会としてはお断りしています。よって、事業者の方は、有料で業者に依頼していると思います。地域の中では、そういったルールが、既に出来上がっているような気がするのですが、どのように思われますか。

○長屋環境部長（事務局）

- ・行政が意図的にリーディングするという事はないのですが、様々な事例があり、意見交換会で頂いた意見も事実ですし、事業者の方々でも自治会に加入しているので、ごみの排出を許容するという地域もあり、一概には何とも言えないところがあります。
- ・これまで調べた統計によると、市内の全事業者数は、約2万あります。そのうち、許可業者と収集運搬の契約をしていたのが、5,660箇所です。約3割の事業者は、収集業者と委託契約を締結して、ごみの収集運搬をしてもらっています。また、事業者は収集運搬費用を負担していますが、本市は、焼却等の処分に係る手数料等を徴収していません。
- ・本市の産業構造は、1人から4人ぐらいまでの家庭で行っている個人事業主が非常に多いので、どうしても事業活動を営むと出てくる事業系のごみが少ないからこそ、その「50kgルール」を基に、自分たちの生活の家庭系ごみと一緒に出してしまっているという状況があるのは事実です。しかしながら、廃棄物に関する法律に依りますと、事業活動に伴って排出されたごみは、必ず事業者の方々の責任で処理をしてもらわなければいけないということになっています。全国では、小さい企業や家庭で営んでいる事業主の方が、家庭系ごみとして密かに出していることもあるとは考えますが、やはり原則に基づいて、それを適切に分別して収集業者に委託している方もいると思いますので、地域の産業構造とか特性を鑑みながら、現状として「50kgルール」を、今後どうしていくのかを整理して進めていかなければならないと考えています。

○内藤副会長

- ・大きい事業者か小さい事業者を問わず、自治会に入っていないところが一番問題かと思います。自治会に入れば、自治会のルールに従ってごみを出すという感じがあります。

○岸野委員

- ・自治会が管理しているステーションについて質問です。基本的に自治会に加入していない人には、ステーションにごみを出させないという自治会があるそうですが、行政としてはどういう解釈でしょうか。東京都辺りでは、それが原因で住民と自治会が裁判で争ったケースがあると聞いていますが、岐阜市としての見解はどうでしょうか。

○長屋環境部長（事務局）

- ・現在、地域のステーションの数が増えている状況であります。大きな要因としては、核家族が増えたことによって世帯数が増えたこと、また、自治会に入っている方が、高齢により、現在のステーションの位置を更に細かくしてほしいというような要望があること、また、自治会に未加入であるとか、あるいは脱会したので、ステーションを作ってくれないかといった意見もあり、ステーショ

ンの数が増えています。

- ・自治会に加入するとか加入しないというのは、それぞれの考えですし、自治会の加入は、ごみの問題だけではなく、防災や福祉のこととも関わりがあるので、大切であると考えています。私たちは、自治会の加入非加入によって、ステーションにごみを出してはいけない、収集することはできない、ということではできないので、こういった場合には、必ず地域の自治会長に相談していただいて、例えば、自治会には入らないが、ステーションの清掃をやってもらうといった役割を守ってもらうようにして、ステーションを使っていただくようお願いしています。そのため、環境事務所の職員が、それぞれの立場の方々の間に入って、調整できるよう努めています。

○吉村会長

- ・資料 3-3 のアンケートですが、例えば、質問 3 「事業所から排出されるごみは、どのように処理していますか？」ですが、令和 5 年度のグラフと令和 4 年度のグラフを比較すると、全く回答結果が違っています。その解釈として、比較的規模が大きい事業者が回答したため、というコメントを記載しているのですが、そうであれば、事業者ごとの規模に応じたアンケートを行うべきであって、もしこのように行った場合には、サブグループ解析をして、グラフにして示してもらうと、より分かりやすいかと思いました。今後そのようにやっていただきたいと思います。
- ・その他よろしいでしょうか。
- ・以上をもちまして、議事は全て終了しました。
- ・それでは、「その他」として、事務局から何か連絡事項はありますか。

○小椋環境政策課係長（事務局）

- ・事務局から 3 点、ご連絡させていただきます。
- ・1 点目です。令和 5 年度版の「岐阜市環境白書」につきまして、本編と資料編が完成し、本日、机上に配付させていただきました。
- ・本日以降、市ホームページなどで閲覧できるようにするとともに、関係各所に配布し、周知・啓発を図ってまいります。
- ・2 点目です。審議会後、自動運行バスの乗車会を予定しています。参加される委員の皆様には、本庁舎隣の立体駐車場 1 階のバス停から乗車していただきます。後ほど、職員がお声がけしますので、よろしくをお願いします。
- ・3 点目です。来年度になりますが、次回の審議会は 5 月頃を予定しています。詳細は、後日お知らせいたします。
- ・事務局からは以上でございます。

○吉村会長

- ・その他よろしいでしょうか。
- ・それでは、せっかくの機会ですので、委員の皆様から何かありますでしょうか。

○廣瀬委員

- ・私は、生活学校から来ています。その母体が岐阜市女性の会です。
- ・私は、明德校区の女性の会の会長を務めていますが、明德小の 4 年生の子が環境問題を勉強していて、その子たちと一緒に廃油せっけん作りをしています。ここ 3 年はコロナの影響で中止になって

いたのですが、学校側から依頼があり、本日打ち合わせに行く予定です。廃油せっけんは天ぷらを揚げた油の残りで作るせっけんで、よく汚れが落ちると好評です。

- ・そういうことをまたできるようになってうれしく思いまして、お話をさせていただきました。お時間いただき、ありがとうございます。

○森部委員

- ・環境白書の102ページの環境重点地区で、昨年度に改訂した環境基本計画に、伊自良地区を入れたような気がするのですが、削除されたのでしょうか。伊自良地区にレッドリストに含まれている種が多いため、生物多様性の観点から岐阜市北部を重点地区として入れたような気がします。どうでしょうか。

○春日井環境部次長（事務局）

- ・今回のこの環境白書は、令和4年度の年次の報告書ですので、森部委員がおっしゃった内容については、令和5年度の環境基本計画に反映されていますので、問題ありません。

○岸野委員

- ・一年間、審議会に出席させていただいた感想のような話になりますが、環境問題というのは、こんなに色々な問題があるのかということ、大変勉強になりました。
- ・そんな中で、様々な担当課の職員の皆さんが苦勞なされていて、現場に出て、色々な意見交換をなさっているところには、本当に敬服するところでもあります。
- ・岐阜市の取り組みは、他の中核市を見ても、平均点以上の取り組みをされていると思いますが、もう少し市民が誇れるような環境に対するシンボリックな政策を掲げていただくと良いかと思えます。これからやはり人口も減ってきますし、少しでも若い世代が岐阜に住み着いてくれるためには、環境問題に熱心に取り組んでいる街だということをPRすることが大事だと思いますので、少し変わった政策でも良いと思えますので、シンボリックな政策を掲げていただければと思います。

○大野委員

- ・学校の立場から、お礼をお伝えしたいと思います。
- ・先ほど、目標達成のためには、各家庭それぞれの協力が必要だということのお話がありましたが、学校の方でも総合的な学習を中心に、環境教育に取り組んでいまして、子供たちが現状を知って、自分たちがどうしたらよいのかということを考えていくことが必要だなと思ったときに、資料2-2の8ページにあるように、環境教育の推進ということで、色々な活動をこのように体験学習ができるようにしていただいていることは、大変ありがたいと思っています。
- ・本校でも、交通分野との連携ということで、モビリティマネジメント教育を大変分かりやすく教えていただいたこともありまして、今後どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございます。

○吉村会長

- ・その他よろしいでしょうか。
- ・それでは、閉会の言葉を内藤副会長をお願いします。

○内藤副会長

- ・本日は限られた時間で、非常に熱心なご意見をいただきまして、ありがとうございました。本日は

伺いましたご意見を基に、検討が進んでいくと思います。

- ・また、本日は自動運行バスの乗車会がございますので、是非とも体験してください。
- ・これをもちまして、本日の審議会を終了します。

○事務局一同

- ・ありがとうございました。

【午前 11 時 15 分 閉会】